

女性に寄り添った相談等  
支援業務仕様書

令和4年6月  
(2022年)

つくばみらい市 市長公室 地域推進課

## 1 適用範囲

女性に寄り添った相談等支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、つくばみらい市（以下「甲」という。）が、受託事業者（以下「乙」という。）に支援を委託する女性に寄り添った相談等支援業務に適用する。

## 2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、望まない孤独・孤立を強いられている女性の実情を把握することで、早い段階で要支援者と接触することにより、相談等の支援業務をもって早期に社会との繋がり回復を促すものである。

## 3 委託業務期間

契約締結日翌日から令和5年3月24日までとする。

## 4 業務の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、望まない孤独・孤立を強いられている女性への支援に関する取組みの実施

（1）孤独・孤立を強いられている女性に対する相談

※月4回以上相談の機会を設けることを原則とする。（令和5年3月は2回とする）

※相談業務については、みらい平市民センターを主な実施場所とするが、月1回以上は市内コミュニティセンター等で実施すること。

（2）孤独・孤立を強いられている女性たちが互いに支え合うことができる居場所づくり

※月1回以上実施する機会を設けることを原則とする。

※居場所づくり業務については、みらい平市民センターを主な実施場所とする。

（3）実施内容に係る業務実績報告書の作成

※毎月10日（その日が休日の場合にあつては、その翌日）までに前月分の相談の種別ごとの件数を記載した業務実績報告書を指定様式により本市に提出すること。（団体における相談受付件数・概要・市相談窓口への引継件数等）

※契約期間終了後、速やかに業務委託完了通知書を本市に提出すること。

## 5 個人情報の保護

業務を遂行するにあたり取得した個人情報については、つくばみらい市個人情報保護条例その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うこと。また、本契約終了後は、業務を遂行するにあたり取得した個人情報を本市に引き渡すこと。

## 6 事業報告書の作成・提出

事業完了後速やかに事業実績報告書を作成し、令和5年3月24日までに本市に提出すること。なお、必要に応じて写真等資料を提供すること。

## 7 その他留意事項

- (1) 本事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 公共施設以外の施設使用料等については、乙の負担とする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底して事業を実施すること。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、安全対策を徹底すること。なお、本業務の遂行にあたり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責任に帰する場合を除き、乙がその賠償の責任を負うこととする。
- (5) 乙は本業務の全部または一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、甲が認める場合はこの限りではない。
- (6) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
- (7) 本業務の遂行に際し、本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。